

【目的】 本県農業の担い手を確保するとともに、「さが園芸888運動」の目標達成に向け、地域が主体となった新規就農者確保・育成体制の構築及び拡大を図る。

【目標】 新規就農者を令和8年に190人確保する。

【事業内容】

（1）農の担い手確保・育成推進事業（実施主体：協議会、市町、農協、任意組織※1）

＜補助率＞ 総事業費の1/2以内又は間接補助事業費の1/2以内

＜支援内容＞新規就農者の確保・育成に係る取組に要する経費を助成

（ア）会議の開催

（イ）就農希望者の募集

（ウ）トレーナー※2の設置

（エ）コーディネーター※3の設置（実施主体が協議会の場合）

＜要件＞新規就農者の確保目標人数について、事業実施年度から3年間の具体的な目標人数を定めており、当該目標の実現が見込まれること 等

（2）県活動推進事業（実施主体：農業経営課）

- ・ ミニトレーニングファーム※4の整備に向けた啓発活動
- ・ トレーナーを対象とした研修会の開催
- ・ 県域での就農啓発イベントの開催（新規）

（3）地域支援活動事業（実施主体：農業振興センター）

- ・ 就農相談活動、新規就農者への経営確立・定着支援の実施
- ・ ミニトレーニングファームの整備に向けた啓発活動

（4）中古ハウス継承体制モデル整備事業（見直し）

- ・ 新規就農者への中古ハウス等の継承支援（実施主体：モデル地区1カ所）
＜支援内容＞ 新規就農者へ継承するまでの期間に要する施設の維持・管理に係る費用

＜補助＞定額（上限300千円）

＜要件＞当該の施設を継承する新規就農者が決定していること 等

- ・ ICT技術（アプリ等）を活用した情報共有・管理体制の構築の検討（使用料180千円）
（実施主体：農業振興センター）



【就農希望者向けのセミナー開催】



【トレーナーによる指導】



【ミニトレーニングファームの推進】

※1 産地を守るため、地域の有志農家から構成され、営農活動に取り組む組織

※2 就農希望者や新規就農者に対して、栽培技術や経営ノウハウを指導、助言する農家のこと。

※3 就農希望者のスムーズな就農に向け、研修段階から就農後一定期間まで各種相談（地域の風習や生活について等）対応する人物。

※4 生産部会から推薦されたトレーナーが、就農希望者に対して、就農に必要な知識や技術の習得に向けた研修を実施する研修施設のこと。